

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷三十第

行發日一月八年十正大

論叢

租税に於ける給付能力の原則 . . . 法學博士 神戸 正雄
 累進税説の統計的觀察 . . . 法學士 汐見 三郎
 中世都市の發達 . . . 文學博士 三浦 周行
 農業勞働問題 . . . 法學博士 河田 嗣郎

時論

大正十年度の豫算を讀む . . . 法學博士 小川郷太郎

說苑

八時間勞働制の沿革 . . . 法學博士 山本美越乃
 井リヤム・タムスンの分配論 . . . 經濟學士 堀 經夫

雜錄

史的唯物論略解 . . . 法學博士 河上 肇
 家畜保險に就て . . . 經濟學士 野口 正造

家畜保險に就て(二、完)

野口正造

二 家畜保險の沿革

歐米諸國は家畜を利用する事盛にして隨つて其の飼養數の多き事既に述べたるが如し、而して軌近宇内の交通至便と成れると共に牛疫豚疫等疫病の流行も年と共に増加し、酷烈なる慘毒と莫大なる損害とを齎す事亦決して稀なりとせず。茲に於てか諸國競ふて其豫防制遏方法を考究し、或は國家的獸疫豫防法を布き、或は家畜保險法を制定し、依りて以て其の損害の豫防と輕減とを企圖する等、始終研究に餘念無し。殊に家畜保險は甚だ盛に行はれ、此事業を目的とする會社組合の設立亦到る所に目撃せらるゝに至れり。

今、家畜保險の沿革を尋ぬるに、その精神は早く既に太古以來より存在せるものゝ如し。即ち古代に在りても、稍文化の進みたる民族にありては、同族相提携して損害分擔の方法に依り

て避く可からざる不可抗力と戦はんとする精神は既に存在したる所なるが、こは今日の保險の制度に進むべき第一歩なりと謂ふべきものなり。かの往時へブルー人が駱駝其他の家畜を携へ、隊商を組織してバレスタイン其他各地を遍歴するに當り、彼等の間に行はれたる約束の結果遍歴中盜賊の爲め又は猛獸等の爲めに不慮の災厄に遭遇して其家畜を喪失したる隊員は他の隊員に依りて共同の填補を受けたりと傳へらるるが如きは其一例なり。惟ふに共存の理性は人類の特質にして、相互救済は人類共存の反映なり。故に今日に於けるが如き組織的保險は近代に至りて遽かに發達したるものなりと雖も、相互救済と謂ひ、或は危險の分配と謂ふが如き觀念は、人類本然の性質の反映にして、其淵源は遠く人類社會發生の時に起り、社會の存在と相伴ふと稱するも決して過言に非ざる可し。されば幼稚なりと雖も此のバレスタインに於て行はれたりし驢商の規約に表現せられし保險的精神は、其の後あらゆる時代を通じて存在し、次第

に發達して遂に第十二世紀に至りて、新生面を開くに至れり。⁶⁾

即ち傳ふる所に依れば第十二世紀の頃、北歐の一孤島アイスランド (Island) にフレツプス (Hepps) と謂ふ一の團體存在せり。その事蹟稍々明瞭を缺ぐと雖も、特立せる財政を有し家畜の生命保險及び火災保險を營むを以て組合の目的と成し、組合員にして獸疫の爲めに飼養家畜の四分一以上を喪失せる時は組合はその損害の半額を負擔辨償するの規定なりき。而して組合員は之に對して一ケ年に保險金額の百分の六を保險料として組合に拂込む可き義務あり。若し發生したる損害の額多大にして、組合の負擔に超過したる場合には、賠償金額は組合の負擔し得可き金額に迄之を低減するものとす。此の簡單なる家畜保險の制度は、絶海の孤島より當時牛疫の傳播によりて一世を震撼せし大陸に傳はり、殊に先づ丁抹に行れて、更に獨逸に傳はり、一七九九年にホルスタイン地方に行はるるに至れり。又和蘭の村落家畜保險法も其制定頗

る古く、之に則りて組織したる村落保險も獨逸ライン地方に起り、爾後漸次其の四隣に行はるるに至れり。⁷⁾

斯くて爾來歐洲の中部に設けられたる多數のギルド (Guild) の中には他の保險と兼ねて組合員の爲めに家畜の死傷に基く損害の填補を爲せるもの多かりしが、特に著るしく吾人の注意を惹くものは、一五五六年西班牙に制定せられたる保險條令にして、其中には海上輸送中の家畜及び奴隸が死傷せる場合には賠償を與ふ可き旨を制定せる特別條項あり。之に次で注意すべきは一七一〇年倫敦に設立せられたる馬匹保險事業にして、這是馬匹が死亡し或は竊取せられ又は不具癘疾と成りたる場合には所有者に賠償を與ふるを以て目的とせるものなり。この事業は真正なる保險事業の形態を具備せるにも拘はらず幾もなくして廢業するの已む無きに至れるは惜しむ可き事なり。獨逸にては一七二〇年に於てハンブルグの家畜保險者の發せる保險證券今に到るも尙は殘存すと云ふ。就て其の内容を

6) Alfred Manes, Versicherungswesen, S. 380. Vichversicherung § 47. Einleitung

7) Hermann und Karl Brämer, Das Versicherungswesen. 1894. S. 335
H. Ehrlich, Die Vichversicherung in Deutschen Reich. 1894. S. 2.
經濟大辭書第一卷 469頁、石川文吾氏「家畜保險」參照
經濟大辭書第一卷 470頁 津野博士「家畜保險」11-12頁、

檢するに、家畜の死傷疾病及び盜難に對し賠償を約するものにして、數名の保險者連署して責を分つを見る。之を以て共同保險の制既に行はれ居たるを知る可きなり。⁸⁾

第十八世紀の中葉以降獸疫時に牛疫 (Rinderpest) の蔓延流行は歐洲大陸諸國の畜産界に激甚なる慘害を齎らし、一七四〇年以降僅かに十ヶ年間に牝牛の數實に三〇〇萬頭に達し、殊に丁抹及其附近最も甚だしく、丁抹のみにて一七四五年より一七五一年に至る七年間に生牛二〇〇萬頭を喪失せりと云ふ。猖獗斯の如き災厄に對しては營利を目的とし限ある資本を以て營業する保險者の到底負擔に堪え得ざる所なるを以て、獨逸各聯邦の君長は十八世紀の後半に家畜傳染病豫防法及び之に附帶したる賠償法並に家畜保險法を其の領域内に施行し、殊に當時普魯西に君臨せしフレデリック大王は國家的事業として牛疫を撲滅し、其救済を圖らざる可からざるを覺り、一七六五年十一月二十四日丁抹に接して獸疫最も甚だしかりしシュレジア州 (Prowinz Schlesien) に先づ法令を布き、州廳の事業として家畜保險を創設し、之を家畜飼養者に強制するの制を採りて、當時漸く盛ならんとせし牛疫による損害を全國に平均せしめんと謀り次で一七八二年には東フリースランド (Ostfriesland) に、一八〇二年にはチューリンゲンに同様の制を布きたり。斯くの如きは官營の保險として必ずしも最初の例に非ざる可しと雖も、蓋し強制保險の先驅たるを失はざるなり。其の方法の一端を記せば、被保險者たる可き者は毎年一定時に於て法律の規定する所に従ひ、自己と家畜との關係、例へば所有者たるや保管者たるや又は債權者たるやの事項、及び其の家畜の年齢、種類、數等を州廳に申告す可きものとし、之を怠る者には罰金を課する外、當局者は認定に依りて其の保險料を徴し、損害發生に當りては其の實情を檢して支拂ふ可き保險金額を定むるものなり。⁹⁾ 死傷の原因としては疾病は勿論、奇災、火災、落雷に因由するものを總て包括すれども、左の場合に該當する時は除外例として賠

8) 經濟大辭書第一卷 470頁、
Alfred manes, Versicherungswesen. S. 380.
9) Alfred Manes, Versicherungswesen. 1905. S. 380-381.
津野博士「家畜保險論」18-19頁、
農商務省發行「獨國家畜保險法に關する調査報告」12-13頁、

償を爲さざるを通常とす。

(一)地震、火災、洪水、戦争、變亂、鐵道事故、及苛酷なる使役、不注意なる飼養等被保險者の重大なる失行に依りて生じたる損害。

(二)家畜の生命を保全する趣意に非ざる手術の結果惹起したる損害(例へば去勢、羊毛剝除等の如し)

(三)被保險者が他の保險者又は加害者の賠償、國家の下附金等に依り損害を免かれ得たる場合。

(四)契約後或一定期間(十五日以上一ヶ月以下を通常とす)を経過せざる中に起れる損害。¹⁰⁾

かくて後、家畜保險は益々、和蘭其他の諸國に行はるゝに及び、或は官業として或は半官半民の事業として至る處に家畜保險事業の盛大なるを見るに至れり。十九世紀に入りて此の事業は更に一段の發達を見たり。即ち從來極めて原始的の基礎の上に立ちて行はれたりし地方的家畜保險組合は此の世紀の初めに於て愈々整備し農業者は普魯西に於けるスタインハーデンベルグ法案 (Stein-Hardenbergische Gesetzgebung) 或は他の國々に於ける類似の法規に依りて次第に其の組合の完成を期する事を得たり。¹¹⁾ 斯くし

て私立の村落家畜保險組合は各地に起り、先づ普魯西にはリキゼン (Rixen) 氏に依りて村落家畜保險創始せられウエストファーレンに於てはフリードリヒ伯に依りて一八三六年三月村落家畜保險組合創立せられ、ライン州に於ては一八〇〇年の頃此法既に行はれしがザクゼンに於てはパリシウス氏 (Parisius) に依りて畜牛保險組合法案作成せられて實施せらるゝに至り、斯くして一八八六年普魯國政府の調査に依れば全國内の村落家畜保險組合の數は四八七五個、組合員合計五一二五九名、被保險動物は一、四五五六一八九頭に及び馬、牛、豚、羊を以て主なるものとし其の保險金額は合計一億七千七百九十七萬五千百七十二マルクに達し¹²⁾ 一九〇〇年には獨逸全國の家畜保險組合は既に七千を越ゆるに到れりと云ふ。¹³⁾

獨逸に於ける村落家畜保險組合の發達上最も興味あるはバーデン侯國に於ける事實なり。即ち一八一九年設立せられたる農會は斯業の發達に最も力を盡くし至大なる貢獻を齎せり。一八

10) 經濟大辭書 469頁、Allgemeines und besonderes Versicherungsvertragsrecht in Anwendung auf den Viehverversicherungsvertrag, von Otto Hagen. S. 178-179. 參照 (Jehrlings Jahrbücher. 1920).

11) Alfred Manes, Versicherungswesen. S. 381. 參照、

12) Hermann u. Karl Brämer, Das Versicherungswesen. 1894. S. 343-344.

13) Manes, Versicherungswesen. S. 381.

六三年村落家畜保險組合準則を發布せし以來組合の數は大に増加し其數四九七、組合員數四八〇〇名被保險物十四萬頭に及び、國の一郡なるレールラツハに於ては一八六八年始めて郡内の各村落保險組合を聯合して一の中央保險部を設け以て再保險の新法を施行せしめたり。蓋し各村落到に居住せし畜主相聯合して一の村落保險組合を組織するが如く、郡内の各組合更に團結して一の中央家畜保險部を設け相互救済の主義を擴張せば其の利益の大なるや固より云ふを俟たざればなり。而して當該中央保險部は再保險を以て其の事務とし、各村落組合に對して負擔す可き責任は、一組合が非常に大なる損害を蒙りて支出すべき賠償金額が一定限を超過したる場合に於てのみ生ずるものとし、之が爲めに要する基本金及び經費は各組合に於て負擔するの制を採りたり。此に於てか村落家畜保險法に一新生面を開き、其革新を促すの動機成り好結果を得たり。爾來獨逸聯邦政府より貸與若くは補助を與ふる村落家畜保險費は率ね斯くの如き中央

保險部に下附するを通常とし、村落組合が私立會社に對抗して最も確實健全なる進歩發達をなせる原因と成りしなり。而して後千八百九十年に至り六月二十六日の法律を以て公立家畜保險の制も實施せらるゝに至れり。
バイエルン王國に於ても地方的組合は夙に發達し、一八九四年に於ては其數五四二に及びしが、此等の財政的基礎を確實ならしむる爲め之を統一するの必要よりして、内務省に於ては家畜保險法案を起草し、一八九五年王國議會の下院に於て之を討議せり。其の法案の要領を掲ぐれば。

- 一、相互組織に依る公立家畜保險部を設置し其の事務を王國保險局に委任す。
- 二、畜牛及山羊の状態により止むを得ざるの屠殺より生ずる損害に對して保險を行ふを目的とす。
- 三、保險所は其の役員會に於て定めたる公定定款を採用し、任意に加入を申込みたる地方家畜保險組合より成る。
- 四、地方家畜保險組合は任意的相互保險にして其組織及び被保險者との關係は公定定款の規定に據る。
- 五、保險所は地方組合が公定定款の規定に従ひて支拂ふ可き

填補金額の半額を負担し、其經費は他に財源無き場合に限り保險金額の比例を以て之を各地方組合に賦課して徵收す
六、國家は毎年保險所の經費の一部を償はしむる爲めに補助金を附與す。

此の法案は翌年即ち一八九六年五月に法律と成り同年十一月一日より實施せられ、其の成果頗る良好なりしかば、王國政府は又馬匹保險設置の企畫を試み、一九〇〇年四月馬匹保險法を發布したり。之れに依れば地方の馬匹保險組合を結合し、相互自由加入主義に基き官吏をして中央の事務を行はしむる等凡て前記家畜保險に於けると同一なり。尙ほエルサス・ロートリンゲンに於ては一八九六年各地公立家畜保險組合の國家的聯合を行ひ、更に一八九八年エーダーエスライヒにては議會の決議と獨逸皇帝の裁可を経て國立畜牛保險局の設置を見、ザクセン國に於ても同年六月二日の法律を以て國立屠畜保險所を設け、生後三ヶ月以上の牛豚に對しては屠殺後の損害を保險し、國庫は經費の全部と支拂保險金額の百分の二十五を補助し、又必要なる資金を供給せり。

かくの如く獨逸に於ける家畜組合は次第に大なる發達をなすに至りたれども、大なる營利會社として大規模に營業するものは極めて少く、多くは小規模なる相互會社にして、更に多くは前述の如き單に一郡一村内の有志相團結して形成せる地方的小組合なり。蓋し農業又は家畜保險の如き事業を經營するに當りては中央集權の大規模の營業會社に於ては、往々保險業の基礎とも稱す可き正確なる統計の蒐集に容易ならざると、事業管理の周到と監視の普及とを期し難きに加ふるに人爲的危險に侵害せらるゝ事少からざるが故に或は破綻し或は倒産する等其實例に乏しからざればなり。例へば夫の獨逸に於ける保險界の先覺者として有名なるマシウス氏 (Masius) の計畫に係る獨逸家畜保險會社 (Die Viehversicherungsanstalt für Deutschland zu Leipzig) の如き、其の規模の宏大なる點と其の經營者の學殖ある點とに於て、當時多大の聲望と豫期とを以て生れたるものなるに拘はらず、千八百三十三年にライプツヒに創立せられてよ

り後僅かに八年にして早くも廢業するの已むなきに到れり。¹⁴⁾ マシウス氏は此の原因を次の諸點に歸したり。

(一) 政府が會社の事業に保護を與へざりし事。

(二) 加入畜主が獸疫流行地に多かりし事。

(三) 被保險家畜の價格の高低増減を知るに困難なりし事。

(四) 保險料拂込の遲滯。

(五) 危險の豫算輕少に失して家畜斃死多き地方は加入者増加し

之に反する地方は次第に解約退社して益々會社の損失を増大せし事。

(六) 會社の代理者宜しきを得ず信用を害したる事。

(七) 保險の誤用即ち故意又は不注意の過失を口實として保險契約を破棄し會社が損害を賠償せざりし事

抑も保險區域を大ならしめ、一村一郡に局限せずして全國の家畜保險を總括的に營むは、火災、生命等の保險にありては、最も適當なる經營方法にして、理論上間然する所無きに拘はらず、家畜保險にありては大保險會社が倒産の悲運に陥りたるもの、前記の一會社に止まらず、尙多數之れありしは、家畜保險たるものは他の

害火災又は生命保險事業等とは全然其趣きを異にし、周到なる監督機關と營業機關として篤實熱誠なる地方獸醫を代理者とするに非ざれば到底良好なる結果を收め難きが爲めなり。蓋し被保險物としての家畜は、他の物と異り一方に於ては成長又は肥大に伴ひ次第に價格の増加を來すと共に他方に於ては老衰又は使役の爲めに價格の減少を免かれず。又被保險家畜と否らざるものとの鑑別至難にして其損害の大小を評價するに當りて、畜に疾病又は死亡に依りて生じたる損害のみならず平素の飼養又は使役に際して、所有者又は管理者が如何なる程度の注意を與へ居るかを測知するを要するに、之は甚だ難き所たるのみならず、畜主は率ね自ら危險ありと認めたる場合に非ざれば其家畜を保險に附する事無く、平素の飼育管理を等閑に附して使役上周到なる注意を加へざる事多きが故に會社は豫定せる保險料にては不足を生じ、營業上の利益を減殺する場合多し。其れと共に被保險者も亦各自の負擔す可き保險料漸やく増大して、其

14) Manes, Versicherungswesen. 1905. S. 38-382.
Karl u. Hermann Brämer, Versicherungswesen. 1894. S. 344.
栗津博士「國立保險論」p. 163-164.
經濟大辭書 470頁、

結果は遂に會社自ら破産するか又は畜主を追及して過大なる負擔を徵するに至るの外なく、従つて斯業に對する世人の信用次第に薄らぎ、爲めに當該會社は益々不振の窮境に立つに到ること多きなり。此に於てか地方的區域を小局限に止め、村落組合を聯合して一會社を組織し、以て會社事業の缺點を補ひ、被保險動物の監督を容易ならしむ可き計畫の下に數個の會社設立せられしも此等も亦遂に良好なる結果を得る能はざりき。

然りと雖も一八四九年に至り獨逸家畜保險史上に一新紀元を劃して、此年始めて一會社の設立を見、爾來引き續き他の會社の出現を促すに至れり。是れ從來上述の如き幾多の缺點に鑑みて大いに其の改善に考慮し、又組織を改めて多くは相互組織と成せしが故に、人心亦自ら之に信頼するの傾向を生じ、漸やくにして健全なる發達の基礎を作るに至れり。而して此の最初の大會社はスバイエル市に設けられたるベルツシニ家畜保險會社 (Pfalzischer Viehversicherungsgesellschaft) である。

此の此會社の設立後次第に大會社の設立を見、その當時より現今に至る迄引續き隆盛なものと二十六社あり。

此等諸會社は現在保險契約高凡て壹千萬馬克を超ゆるものにして、千九百六年の調査に依れば二十六社の總計にて二億千四百萬馬克なりしもの、千九百十年には七億六千八百三十萬馬克を超え、一年間の保險料及手数料收入のみにて一千七百十九萬三千七百九十馬克に達せり¹⁵⁾。而も一九一〇年を去る事僅かに一年歐洲大戰の將に開始せられんとする前々年一九一一年に於ては、年末現在契約高合計八億一千七百二十五萬七千萬馬克にして、前年度に比して増額實に四千八百九十三萬四千馬克に及び其の發達の如何に著大なるかを知る事を得可きなり¹⁶⁾。

今各會社事業發展の跡を統計表に就て考ふれば次の如し。

- 15) Assekuranz-Jahrbuch. 1912. 33 Jahrgang. S. 235. Tab XXIII. S. 234. Tab XXII. S. 237. Tab XXI.
農商務省發行「獨國家畜保險法ニ關スル調査報告」14-18頁 參照
- 16) Assekuranz Jahrbuch. 1913. 34 Jahrgang. S. 256.

| 名 稱 | 所在地 | 創立年次 | 各 年 度 (千馬克を單位とす) | 1920 | 1921 | 1922 | 1923 | 1924 |
|-------------------|-----------|------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| アルテンブルグ 家畜保險會社 | アルテンブルグ | 1869 | 189,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| アルゲマイネ ドイチェ | 伯 林 | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| チエントラル | 同 | 1875 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| ガエリメス | 同 | 1875 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| ドイランド家畜 保險銀行 | 同 | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| ブラウンシュワイグ | ブラウンシュワイグ | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| ザクゼン | ドレスデン | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| フアーダーランド | 同 | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| エルフルト | エルフルト | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| ハレンシア | ハレンシア | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| ノルド、ドイチェ | 漢 堡 | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| バーテン馬 | カルスルーエ | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| ライオン馬 | ケルン | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| アンハルト | ケーテン | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| バイエルン州立 | ミュンヘン | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| バイエルン洲立馬 | 同 | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| ブラウツ家畜保險會社 | ブ ラ ッ | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| バルレーベルグ | ベルンベルグ | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |
| シュワールイン | シュワールイン | 1871 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |

雜 錄 家畜保險に就て(二)完

| | | | | | |
|------|-----|-----|---------|-------|-------|
| ベ | ル | ツ | シユバ、イエル | 八〇五 | 三、四四〇 |
| スタツト | ガルト | 馬匹 | スタツトガルト | 八七五 | 八、八三九 |
| ト | リ | ール | トリール | 八八五 | 五、四四四 |
| ウエル | チエル | ネール | ウエルツエン | 八七四 | 一、六三三 |
| ブリ | グ | ニツツ | ウイテンブルグ | 八〇〇 | 一、〇〇〇 |
| ツ | アイツ | エル | ツアイツ | 八六〇 | 二、九六八 |
| 合 | 計 | | | 八、七五七 | 八、七五七 |

以上は主として獨逸に於ける事跡に就いて述べたるものなるが、翻つて英國に於ける沿革を見るに一七一〇年初めて倫敦に馬匹保險事業設置せられて、馬匹疾病の爲めに斃れ、或は竊取又は使用に堪えざるに至れる時には、所有者に賠償を與ふるを以て目的とせしが、此會社も當時獨逸に於ける他の多くの會社と運命を同うして廢業の已む無きに至りしが、十八世紀の終より十九世紀の半頃に至る迄所々に無數の相互家畜保險組合成立せり。而も其の規模に大小の差違われ共、元來牛乳屋の牡牛クランプの如き單純なる組合に過ぎずして法律上の規約を設けたるものに非ず、只相互に多少の出資を爲すに止まれるが故に、一朝大災厄に遭遇せんか直ちに瓦

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 一八四〇 | 二八四六 | 三、八七五 | 一、八〇〇 |
| 一八四一 | 七、七三三 | 六、六六四 | 二、七三三 |
| 一八四二 | 四、六七〇 | 四、〇八八 | 一、五七七 |
| 一八四三 | 四、六六六 | 六、七三六 | 三、五五八 |
| 一八四四 | 八、〇〇〇 | 六、七三三 | 一、九六六 |
| 一八四五 | 二、六六六 | 一、四四四 | 四、五五五 |
| 一八四六 | 七、八八七 | 三、五五五 | 七、八八七 |
| 一八四七 | 三、五五五 | 七、八八七 | 三、五五五 |
| 一八四八 | 八、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、〇〇〇 |
| 一八四九 | 七、八八七 | 七、八八七 | 七、八八七 |

壊するを常とせり。而して一八四四年に農牧家畜保險會社起り、一八五三年迄續きしが殆んど破産の態にて解散せり。
一八四五年には農民家畜保險會社起り、暫時にして大に繁盛に赴き、近傍なる數多の家畜保險會社を併合し、並に牧畜クランプの類を倒したり。一八五一年に於ける同社の保險料を示せば左の如し。

| | |
|----------------|---|
| 牛(一ヶ年間保險金一磅に付) | |
| 乳牛 七片半 | 食牛 六片 幼牛(一歳以下) 一志 幼牛(一歳以上) 七片半 |
| 牡牛(價廿磅以下) | 一志 牡牛(價四十磅以下) 一志 三片 鬮牛 二志以上(價ト狀況ニ應) 勸牛 七片 |
| 馬(一ヶ年間保險金一磅に付) | |
| 農馬(卅磅以下) | 七片半 農馬(卅磅以上) 九片 |

馬車馬(卅磅以下) 九片 馬車馬(卅磅以上) 一志

種 メーア 志の二種 ミニール及ボニー 九片

競馬、獵馬、車馬等は價格及危檢の程度に應じ二志以下にて各差あり。

此外羊、豚、兎、犬の類をも保險す。

乳牛は一年の中に明に價格を異にするものなるが故に、之に對しては特に賠償に關する規則を設け、一年を分ちて一月一日より六月三十日迄、及七月一日より十二月三十一日迄の二期とし、前期間に於て乳牛の死亡せる時は契約價格の三分一を支拂ふ事とす。

斯くして一八四五年以來民業として斯業の發展を見るに至り、現存の諸會社中特に著名なるは一八七四年の創立に繋る London and Provincial Horse and Cattle 及び一八七八年に設立せられたる Imperial Live Stock Insurance Company の二社にして其他村落家畜保險組合の設置又多敷に上れりと云ふ。

佛國にては一八〇三年 Societe d'assurances reciproques 初めて設けられて以來此事業存在せしが、今に於て最も盛大なるはクローンミエーに本據を有し、一八三八年に創立せられたる

Societe des Cultivateurs を推さざるを得ず。佛國政府は牛疫に罹り又は其傳染病の疑ありて撲殺を命じたる動物には發病前の價格の四分三、法律の成規に依れり豫防、接種を行ひ其結果として斃死したる動物には其全價格を賠償す。但し動物價格の二分一を與ふる場合に於ては全四百フラン其の四分三を與ふる場合に於ては金六百フラン、全額を與ふる時には八百フランを超過する事を得ず。

斯くて佛國家畜保險業は一八八四年三月二十一日發布の農業組合及び家畜保險法に依り各村落に家畜相互保險基金を設置せしめ一九〇〇年三月三十日法律に依り農業信用組合の一部に家畜保險を附屬せしめて、國庫は毎年二百萬フランの補助を與ふる事と成れり。進んで一九〇四年十二月二十二日農業信用組合へ下附す可き國庫補助費を増加し、爾後毎年六百フランと定めしが其れ以來村落家畜保險は驚く可き勢を以て増加せり。且此組合は印紙及國稅免除の特許を得たるが故に更に便益を加へたり。今統計に依

17) 粟津博士「保險論集」p. 19-21.

18) Dr. Lydin. Viebversicherung. VIV. 1905. 津野博士 家畜保險論. 46-47. 頁 經濟大辭書 第一卷 470頁

て佛國內村落家畜保險組合の個數組合人員及保險家畜の價格等を記載すれば左の如くにして以て發達の狀況を詳にする事を得るなり。

| 年度 | 組合數 | 組合員數 | 保險價格 |
|------|------|-------|-------|
| 一八九七 | 一四八 | 一六六一 | 六九七三三 |
| 一八九八 | 一五五 | 一七三〇 | 七三三〇六 |
| 一八九九 | 一六五 | 一八一九四 | 七九四〇七 |
| 一九〇〇 | 一七三 | 一九九七六 | 八三二二六 |
| 一九〇一 | 一七四 | 二〇二九六 | 八五二九二 |
| 一九〇二 | 一七五 | 二〇三〇一 | 八五三〇一 |
| 一九〇三 | 一七六 | 二〇三〇六 | 八五三〇六 |
| 一九〇四 | 一七七 | 二〇三一一 | 八五三一 |
| 増加 | 一 | 一 | 一 |
| 増加歩合 | 二・二六 | 一・四九 | 二・二六 |

而して一九〇八年六月一日の調査に依れば大規模の十二家畜保險相互會社と地方的小規模を以てせる七千二百四十一の地方家畜保險小組と及び五十三の家畜再保險組合とありて、家畜保險の發達愈々見る可きものあり。

佛國家畜保險の特色は保險料を追課せざるにあり。故に收入能く支出に充たざる時は毎に保險金を削減して支拂を爲すは蓋し已むを得ざる

所なり。かく佛國の家畜所有者は低廉なる保險料に慣れたるを以て株式會社が斯業を營むも失敗に歸せし例少からずと云ふ。

翻て我國に於ける此種保險の沿革を按ずるに明治二十六年の頃、地方保險熱の一時旺盛なりし時代に數個の小家畜保險會社の設立を見たる事あり。例へば明治二十六年十一月愛媛縣下に牛馬組合同盟合資會社、二十七年二月大阪に家畜生命保險合資會社設立せられたるが如し。又明治二十七年四月には日本家畜市場會社に於て、東京府の乳牛に對し、牛疫、炭疽、産褥熱及結核症に依り生ずる損害を保險する目的を以て家畜保險部を設け、定款を配布し乳牛者を勧誘せしを始めとし、會社は保險を二種に分ちて通常保險と特別保險とし、通常保險は平時に於て乳牛所有者と契約するものにして三ヶ年を一期とし、特別保險は流行病の發生したる際に契約するものにして期間を三ヶ月乃至六ヶ月とし通常保險にては評價の百分二十乃至四十に相當する保險料を前金にて拂込ましめ、別に被保險

19) 經濟大辭書 470頁 Comte de Bocquigny-Lassanrance mutuelle du Betail, Paris, 1898. p.71. Francois Carville.-Agricultura (Legislation Nouvelle) p.15. 津野博士 家畜保險論 10.26-30.

動物を抵當として會社は貸附金を營業する旨を公告したり。而も此事業は一般時勢に對して時機尙ほ早かりしと、保險率高きに失し、會社の信用未だ厚からざりしが爲めに當該事業萎微振はず何れも間も無く廢業の悲運に際會するに至れり。其の後明治三十一年頃東北地方の有力者相圖りて稍々完全にして且つ大規模なる家畜保險株式會社を起さんとせしも中途にして挫折し三十四年頃更に同種の會社東京に於て設立せられんとし既に主務官廳の認可を申請するに至りしも尙早の理由を以て却下せられたり。²⁰⁾斯くして我國に於て漸やく萌え出でんとせし家畜保險の若芽は幾多の困難の爲めに阻止せられ終れり。然りと雖も畜産業は前段に述べたる如く、國民的産業として甚だ重要なものなるが故に、未だ幼稚の域を脱し得ざる我國畜産業を奨勵促進する必要上家畜保險の重要なこと次第に認めらるゝに至り、近時漸やく此種保險に對し識者の注意を惹くに至れり。

三 我國に於ける家畜保險の必要

惟ふに我國に於ては家畜の種類、頭數、飼育の狀態、需要の盛否等未だ歐米諸國と同日に論ず可からず。彼此の間には著るしき軒輊あるを以て彼國に於ける家畜保險の經營方法を移して直ちに之を我れに用ひんとするは至難の業なる可し、殊に之を他の諸保險即ち生命、火災、海上若くは傷害等の保險と同一の思想を以て處理諒解せんとする者あらんか之れ誤れるの甚だしきものと言はざるべからず。我國に於て家畜保險業を全うせしめん爲めには先づ保險團體の擔保力に對しては國家は補助若くは保證を與ふるを必要とし、危險の鑑視には警察權の補助を藉り、各地方の畜産會、産馬組合又は畜牛組合等と相提携して、引受くる所の危險を最も安全なる死亡の種類に限定し、保險約款を完全にし、獸醫監査員等の人選及び使用に就ては可及的經費を吝む事無く、保險料の算出の基礎を完全に利益若くは保險料の割戻方法を設け消極的なりと雖も徐々に事業を進むるを以て得策と信ず、かくの如くにせば、大會社にして之を經營

20) 粟津博士保險學綱要 556頁
 同 保險通論、252頁
 經濟大辭書 470頁
 津野博士家畜保險論 15-16頁

するに方りても敢て至難の業に非ざる可く、必ずや事業の成功の光明を認むるに庶幾かる可し。

或は又國家が法令を以て各地方自治團體に命じて家畜組合を組織せしめ、是れに依りて小規模なる相互保險を實行せしめ、國家が再保險者の地位に立ち又は補助金を與ふる等の方法を講じて其の存立を確保するに至らば之も亦最も安全にして且つ適切なる方法と謂ふ可し。

要するに今や時運の發展驚く可きものあり。文化の進歩駁々乎として停止する所無く産業界の前途益々多事なるの特我國は列強の伍班に加はりしと雖も國富産業の發展に就ては尙ほ格段の差違あり。此の缺點を補ひ且つ益々増進せしむるは我等の義務にして殊に國民衣食の好資料たる畜産の發達を企圖するは平時と戰時とを問はず最も重要な事柄にして決して等閑に附す可からざるものなり。

而して其方法としては、この家畜保險の成立を促し、之によりて畜産家をして安じて斯業に

努力するを得しむるを以て最良の策なりとす。

方今、國家は競馬事業を公許獎勵し、之に保護を加ふるが如き極端なる手段を採りて迄も馬匹の改良に盡しつゝあれども、吾人を以て之を見れば、畜産保護の方法として須く家畜保險の穩健にして而も有效なるに若かざるべし。今や國家事業として簡易生命保險の行はるゝあり又労働保險(社會保險)の將に創案せられんとするもれども、未だ農業保險及び家畜保險の攷究せらるゝ、事極めて稀れなり。而も家畜保險の施行せらるゝ、事は社會政策の見地より考ふるも亦最も價値多き事柄なるが故に、此點より言ふも等閑に附することを得ざるべし。聞く所に依れば先に民間の有志相計りて斯業の經營を主務省に申請せるものあり。又農學、獸醫學界の諸名士會合せられて當該保險法制定促進の件に關して討議せられし事も有りと云ふ。吾人は斯くの如き先見の明ある識者の陸續輩出せられて斯業の爲めに黎明の鐘を撞かれん事を邦家の爲め衷心願ふて止まざる者なり。(大正十年五月十四日稿之)